

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4001号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市小浜町日ヶ崎地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 小浜町鳥羽港小浜南防波堤灯台 ア 1から160度00分400メートルの点 イ 1から135度30分400メートルの点 ウ 1から137度30分500メートルの点 エ 1から157度00分500メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	小浜	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4002号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市鳥羽主水山地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 鳥羽一丁目主水山丸山標柱 ア 1から235度00分115メートルの点 イ 1から266度00分170メートルの点 ウ 1から337度00分315メートルの点 エ 1から358度30分460メートルの点 オ 1から 32度30分300メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	小浜	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4003号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市小浜町戸島の地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 鳥羽一丁目北主水山東南東の標柱 ア 1から2度50分316メートルの点 イ 1から24度50分280メートルの点 ウ 1から27度20分568メートルの点 エ 1から16度20分610メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	鳥羽	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4004号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市坂手町地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点4の各点を順次結んだ直線と基点1・4間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 坂手町尾ヶ崎埋立地南端 基点2 坂手町380番地前護岸中央 基点3 坂手町かた浜三四郎畑基標 基点4 坂手町坂手6号防潮護岸南2番目階段中央 ア 1から220度00分170メートルの点 イ 2から222度00分140メートルの点 ウ 3から222度00分170メートルの点 エ 4から245度30分160メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	坂手	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4005号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市坂手町地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・2間の最大高潮時海岸線及び防波堤とによって 囲まれた区域 基点1 坂手町鳥羽磯部漁業協同組合坂手支所横の 堤防下水管中央 基点2 坂手漁港東防波堤先端（曲り角から16メー トル） ア 1から150度00分160メートルの点 イ 2から150度00分 90メートルの点	1 夜間標識を設 置しなければならない。  2 真珠母貝を養 殖してはなら ない。	坂手	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4006号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市桃取町牛島地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点1 鳥羽市桃取町イコシ鼻 基点2 鳥羽市桃取町田の下の鼻 ア 1から173度00分180メートルの点 イ 2から172度00分120メートルの点	1 夜間標識を設 置しなければならない。  2 真珠母貝を養 殖してはなら ない。	桃取町	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4007号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市桃取町浮島地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 桃取町浮島東端 ア 1から166度30分160メートルの点 イ 1から166度30分310メートルの点 ウ 1から222度30分620メートルの点 エ 1から236度45分550メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	桃取町	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4008号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市桃取町刈谷浦地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 桃取町井尻の鼻西角 基点2 桃取町刈谷浦トドメの鼻 ア 1から2見通し線上30メートルの点 イ 2から 21度00分220メートルの点 ウ 2から 75度00分100メートルの点 エ 2から 1見通し線上30メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	桃取町	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日



公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4009号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市答志町魚見山地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 答志町長者ヶ谷小山東基標 ア 1から140度30分150メートルの点 イ 1から100度30分310メートルの点 ウ 1から133度30分560メートルの点 エ 1から159度00分470メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	桃取町 答志 和具浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4010号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市安楽島町地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1と基点2を結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 安楽島町高山坂手送電線鉄塔下岬 基点2 安楽島町高山ゴミノクラ火薬庫鼻	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	安楽島	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4011号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市安楽島町地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 安楽島町蜂ヶ崎北側基標 ア 1から325度00分100メートルの点 イ 1から305度00分 65メートルの点 ウ 1から274度00分280メートルの点 エ 1から283度30分290メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	安楽島	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4012号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市安楽島町蜂ヶ崎地先  <b>漁場区域</b> 次の基点2、ウ、基点1、ア、イ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点2・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 安楽島町峰ヶ崎北端基標 基点2 安楽島町加布良古崎西大溝基標 基点3 安楽島町加布良古崎 ア 1から92度00分140メートルの点 イ 3から295度00分460メートルの点 ウ 2から288度30分370メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	安楽島	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4013号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市安楽島町上手の浜地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 安楽島町弁天崎小舟とおし島 基点2 安楽島町砥石ヶ浜白石 ア 1から 95度00分120メートルの点 イ 1から123度00分180メートルの点 ウ 2から 71度30分220メートルの点 エ 2から 0度00分 40メートルの点 オ 2から 0度00分135メートルの点 カ 1から220度30分 80メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	安楽島	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4014号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市安楽島町地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 安楽島町白根崎基標 ア 1から344度00分300メートルの点 イ 1から 21度00分750メートルの点 ウ 1から 38度00分620メートルの点 エ 1から 25度00分160メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	安楽島	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4015号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市浦村町白根崎地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 浦村町白根崎土方の鼻 基点2 浦村町白根崎きつね鼻 ア 1から122度00分 50メートルの点 イ 1から122度00分170メートルの点 ウ 2から122度00分135メートルの点 エ 2から122度00分 15メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	浦村	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4016号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市浦村町地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 浦村町白根崎基標 ア 1から 50度00分205メートルの点 イ 1から 47度00分560メートルの点 ウ 1から 94度30分650メートルの点 エ 1から127度00分465メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	浦村	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日



公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4017号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市浦村町地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を 順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 浦村町今浦シシガシラ鼻 基点2 浦村町今浦潜島 ア 1から355度30分585メートルの点 イ 1から 50度00分235メートルの点 ウ 2から 63度00分370メートルの点 エ 2から 73度20分255メートルの点 オ 2から 41度30分260メートルの点 カ 2から 28度30分170メートルの点 キ 1から328度20分410メートルの点 ク 1から317度30分405メートルの点 ケ 1から319度30分505メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	浦村	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4018号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市浦村町今浦地先  <b>漁場区域</b> 次のイ、基点1、ア、基点4の各点を順次結んだ直線、 基点3とエを結ぶ線及び基点3・4間の最大高潮時海岸 線並びにイ・エ間の最大高潮時海岸線から10メートルを 隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 浦村町今浦潜島 基点2 浦村町今浦龍神さがり松の鼻 基点3 浦村町今浦みなげ島の北鼻 基点4 浦村町今浦みなげ島の鼻 ア 1から91度30分200メートルの点 イ 2から1見通し線上25メートルの点 ウ 3から17度00分の方角線と対岸との交点 エ ウから3見通し線上19メートルの点	1 夜間標識を設 置しなければ ならない。  2 真珠母貝を養 殖してはなら ない。	浦村	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4019号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市浦村町潟の浦地先  <b>漁場区域</b> 次のエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次結んだ直線、イとウを結んだ直線及び基点1・2、基点3・4間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線によって囲まれた区域 基点1 浦村町今浦本浦渡船場の標柱 基点2 浦村町大潟浦長兵衛畑小屋の鼻 基点3 浦村町大潟浦蛇ヶ谷南鼻 基点4 浦村町大潟浦いまめ崎 基点5 浦村町大潟浦つつが浜の鼻 基点6 浦村町根敷さくらがい鼻 基点7 浦村町みなげ島の鼻 ア 1から7見通し線上 10メートルの点 イ 2から3見通し線上 10メートルの点 ウ 3から2見通し線上 10メートルの点 エ 4から5見通し線上 10メートルの点 オ 5から4見通し線上110メートルの点 カ 5から259度00分190メートルの点 キ 3から225度00分185メートルの点 ク 3から6見通し線上170メートルの点 ケ 2から290度00分190メートルの点 コ 7から1見通し線上 65メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	浦村	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4020号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市浦村町本浦地先  <b>漁場区域</b> 次のイ、ア、エ、ウ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点2・5間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔て た連結線とによって囲まれた区域 基点1 浦村町今浦本浦渡船場の標柱 基点2 浦村町本浦漁港護岸(J)西外側先端 基点3 浦村町今浦みなげ島の鼻 基点4 浦村町前長瀬灯標中央 ア 1から3見通し線上135メートルの点 イ 2から4見通し線上350メートルの点 ウ 2から4見通し線上75メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	浦村	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4021号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市浦村町麻倉島地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、カの各点を順次結んだ直線、基点3とキを結んだ直線及びと基点3・オ間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線によって囲まれた区域 基点1 浦村町おとしくらの北鼻 基点2 浦村町小白浜松の鼻 基点3 浦村町まがしらの鼻 基点4 浦村町かれまつの鼻 基点5 浦村町天五の鼻 基点6 浦村町本浦漁港護岸(J)西外側先端 ア 1から283度00分 70メートルの点 イ 2から282度00分185メートルの点 ウ 4から265度00分340メートルの点 エ 5から182度00分 95メートルの点 オ 6から 83度00分の方角線と対岸との交点 カ オからエ見通し線上 10メートルの点 キ 3から 18度00分の方角線と対岸との交点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	浦村	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4022号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市浦村町地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を 順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 浦村町麻倉島西崎基標 基点2 浦村町大村島ミオツチ鼻基標 基点3 浦村町大村島南端 ア 1から305度00分130メートルの点 イ 1から329度00分605メートルの点 ウ 2から333度30分310メートルの点 エ 2から340度00分200メートルの点 オ 2から291度00分130メートルの点 カ 2から178度00分90メートルの点 キ 3から128度30分170メートルの点 ク 2から178度00分480メートルの点 ケ 2から219度00分360メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	浦村	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4023号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市浦村町大村島地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 浦村町大村島中崎の項上 ア 1から280度30分310メートルの点 イ 1から265度00分210メートルの点 ウ 1から 49度30分230メートルの点 エ 1から349度30分340メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	浦村	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4024号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市相差町スゲ地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1，ア、イ、ウの各点を順次結んだ直線と基点1・ウ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 相差町マルヤマ南側防波堤北端部 ア 1から273度00分240メートルの点 イ 1から216度30分425メートルの点 ウ 1から189度00分の方位線と対岸との交点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	相差	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日



公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4025号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市畔蛸町地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 畔蛸町埋立地突堤南端 基点2 畔蛸町魚見崎 ア 1から178度30分230メートルの点 イ 1から197度30分405メートルの点 ウ 1から222度00分375メートルの点 エ 2から 88度00分330メートルの点 オ 2から 75度30分270メートルの点 カ 1から246度00分290メートルの点 キ 1から238度00分230メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	畔蛸	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4026号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市畔蛸町魚見崎地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 畔蛸町魚見崎 ア 1から141度00分370メートルの点 イ 1から132度20分555メートルの点 ウ 1から150度00分660メートルの点 エ 1から164度30分500メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	畔蛸	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4027号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市畔蛸町魚見崎地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 畔蛸町魚見崎 ア 1から190度00分295メートルの点 イ 1から186度30分525メートルの点 ウ 1から207度00分575メートルの点 エ 1から222度00分375メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	畔蛸	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4028号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市千賀町地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 千賀町さざえ大島の標識 基点2 千賀町、堅子町界の甲崎佐太郎島頂上 ア 1から193度00分220メートルの点 イ 1から162度00分235メートルの点 ウ 2から 92度00分260メートルの点 エ 2から 95度00分135メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	千賀	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4029号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 鳥羽市堅子町地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 堅子町小谷口南鼻 基点2 堅子町128番地の基標 ア 1から250度00分 90メートルの点 イ 2から205度00分115メートルの点 ウ 2から209度00分145メートルの点 エ 1から243度00分105メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	千賀堅子	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4030号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市磯部町的矢地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 千賀町小浜西鼻 基点2 堅子町仏石鼻 ア 1から150度00分380メートルの点 イ 1から153度00分640メートルの点 ウ 2から150度00分690メートルの点 エ 2から145度30分450メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	的矢 三ヶ所 渡鹿野	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4031号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市磯部町的矢地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、キ、カの各点を順次結んだ直線、エとオを結んだ直線及び基点1・3間と基点4・5間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 磯部町的矢すさき水門口の基標 基点2 磯部町的矢すさきの鼻 基点3 磯部町的矢たかやまごしの鼻 基点4 磯部町的矢丸山島東鼻 基点5 磯部町的矢辺石の浜の南鼻 ア 1から238度30分 30メートルの点 イ 1から217度30分 90メートルの点 ウ 2から239度00分140メートルの点 エ 3から4見通し線上 30メートルの点 オ 4から3見通し線上 30メートルの点 カ 5から 96度00分 30メートルの点 キ 5から113度00分115メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	的矢	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4032号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市磯部町的矢地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 磯部町的矢辺石の浜の南鼻 基点2 磯部町的矢弁天の鼻 ア 1から164度30分100メートルの点 イ 1から164度30分175メートルの点 ウ 2から180度00分145メートルの点 エ 2から189度30分 70メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	的矢	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日



公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4033号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市磯部町の矢地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、アの各点を結んだ直線と基点1・ア間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 磯部町の矢地先の鼻 ア 1から268度00分57メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	的矢	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4034号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市磯部町的矢地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、カの各点を順次結んだ直線とア・カ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 磯部町的矢字小的矢防潮堤シノワ屋前東角 基点2 磯部町的矢的矢荘下北側の基標 ア 1から240度00分 39メートルの点 イ 1から181度00分115メートルの点 ウ 1から236度00分305メートルの点 エ 2から 82度00分220メートルの点 オ 2から 64度00分 90メートルの点 カ 2から 15度00分 21メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	的矢	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4035号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市磯部町的矢地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、の各点を順次結んだ直線及び 基点1・3間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔て た連結線によって囲まれた区域 基点1 磯部町的矢シイレ南岬 基点2 磯部町的矢楠谷の下角 基点3 磯部町的矢鳥居崎 ア 1から335度 33メートルの点 イ 1から298度 75メートルの点 ウ 2から285度 65メートルの点 エ 3から210度110メートルの点 オ 3から178度 40メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	的矢	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4036号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市磯部町的矢地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 磯部町的矢藤谷シイレ南岬 基点2 磯部町的矢藤谷高山腰 基点3 磯部町的矢笠取ビヤカケ ア 1から233度00分 25メートルの点 イ 1から233度00分 65メートルの点 ウ 2から150度00分120メートルの点 エ 2から190度00分 65メートルの点 オ 2から266度00分 60メートルの点 カ 3から120度00分100メートルの点 キ 3から102度30分100メートルの点 ク 2から295度00分 60メートルの点 ケ 2から190度00分 40メートルの点 コ 2から134度30分115メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	的矢	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4037号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市磯部町飯浜地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔て た連結線によって囲まれた区域  基点1 磯部町飯浜ぐみが浦の鼻 基点2 磯部町飯浜ぐみが浦東鼻 ア 1から84度00分 40メートルの点 イ 1から89度00分 22メートルの点	1 夜間標識を設 置しなければ ならない。  2 真珠母貝を養 殖してはなら ない。	飯浜	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4038号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市磯部町坂崎小松地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 磯部町坂崎小松船見崎南鼻 基点2 磯部町坂崎小松の鼻 ア 1から201度00分70メートルの点 イ 1から177度00分80メートルの点 ウ 2から 50度00分90メートルの点 エ 2から293度00分30メートルの点 オ 2から325度00分50メートルの点 カ 2から 21度00分80メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	坂崎	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4039号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市磯部町坂崎城の鼻地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 磯部町坂崎城の鼻標柱 ア 1から 5度00分82メートルの点 イ 1から353度30分90メートルの点 ウ 1から229度00分58メートルの点 エ 1から213度00分50メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	坂崎	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4040号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市磯部町三ヶ所地先  <b>漁場区域</b> 次のキ、基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点5の各点を順次結んだ直線、基点3とクを結んだ直線、基点3・5間の最大高潮時海岸線及び基点2・3間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 磯部町三ヶ所磯部海岸農林堤防指定43号西端 基点2 磯部町三ヶ所佐田の鼻 基点3 磯部町三ヶ所磯部海岸農林堤防指定40号東端 基点4 磯部町三ヶ所鳥羽磯部漁協三ヶ所支所前荷揚場北角 基点5 磯部町三ヶ所磯和の鼻 ア 3から278度00分100メートルの点 イ 3から337度00分100メートルの点 ウ 3から 19度00分120メートルの点 エ 4から336度00分155メートルの点 オ 5から 57度00分175メートルの点 カ 5から103度00分 65メートルの点 キ 5から 35度00分 30メートルの点 ク 3から337度00分30メートルの点 ケ 2から1見通し線上30メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	三ヶ所	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日



公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4041号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市磯部町三ヶ所地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 磯部町三ヶ所大日鼻 基点2 磯部町三ヶ所ししの鼻 ア 1から 86度00分125メートルの点 イ 1から113度20分220メートルの点 ウ 2から 85度20分2135メートルの点 エ 2から 60度00分135メートルの点 オ 1から190度00分120メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	三ヶ所	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4042号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市磯部町渡鹿野地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 磯部町渡鹿野なげ崎 ア 1から262度00分 60メートルの点 イ 1から180度00分 70メートルの点 ウ 1から201度00分115メートルの点 エ 1から249度00分110メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	渡鹿野	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4043号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市磯部町渡鹿野地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 磯部町渡鹿野赤崎 基点2 磯部町渡鹿野赤崎南鼻 ア 1から282度00分45メートルの点 イ 2から285度00分50メートルの点 ウ 2から280度00分80メートルの点 エ 1から280度00分80メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	渡鹿野	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4044号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市磯部町渡鹿野地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 磯部町渡鹿野赤崎 ア 1から 85度00分 30メートルの点 イ 1から 353度00分100メートルの点 ウ 1から 33度00分165メートルの点 エ 1から 71度00分145メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	渡鹿野	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4045号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市阿児町国府地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次を結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町国府夏川原の鼻 ア 1から252度00分 75メートルの点 イ 1から213度00分130メートルの点 ウ 1から230度00分170メートルの点 エ 1から260度00分130メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	国府	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4046号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市阿児町立神地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町立神籠立場の鼻 基点2 阿児町立神八呂崎 基点3 阿児町立神亀田の鼻 ア 1から301度00分 85メートルの点 イ 1から230度00分 75メートルの点 ウ 2から 63度00分100メートルの点 エ 2から340度00分 60メートルの点 オ 3から 72度00分 95メートルの点 カ 3から 53度00分165メートルの点 キ 2から350度00分170メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	立神	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4047号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市阿児町立神小別当地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 <b>基点1</b> 阿児町立神首掛鼻 ア 1から137度00分 45メートルの点 イ 1から154度00分100メートルの点 ウ 1から245度00分295メートルの点 エ 1から270度00分230メートルの点 オ 1から275度00分 95メートルの点 カ 1から215度00分 40メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	立神	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4048号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市阿児町立神天童島地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、 セ、ソ、タ、アの各点を順次を結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町立神天童島大崎北鼻 基点2 阿児町立神天童島大崎 基点3 阿児町立神天童島三番鼻 基点4 阿児町立神天童島二番鼻 基点5 阿児町立神天童島幸助鼻西鼻 基点6 阿児町立神小天童島北東鼻 基点7 阿児町立神小天童島東鼻 基点8 志摩町布施田ヒサゴ島頂上 基点9 志摩町布施田市場島北鼻 基点10 志摩町布施田名高島東鼻 基点11 大王町波切首切鼻南鼻 基点12 大王町波切首切鼻 ア 1から 54度00分 65メートルの点 イ 1から12見通し線上 75メートルの点 ウ 2から11見通し線上 70メートルの点 エ 2から 90度00分 60メートルの点 オ 2から10見通し線上 80メートルの点 カ 4から 9見通し線上 50メートルの点 キ 7から 8見通し線上 75メートルの点 ク 7から 9見通し線上 20メートルの点 ケ 5から 6見通し線上 60メートルの点 コ 5から 6見通し線上 10メートルの点 サ 3から180度00分 10メートルの点 シ 3から180度00分 25メートルの点 ス 2から10見通し線上 30メートルの点 セ 2から11見通し線上 25メートルの点 ソ 1から117度00分 95メートルの点 タ 1から 54度00分 35メートルの点	1 カキ類を養殖してはならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	立神	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日



公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4049号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市阿児町立神天童島地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次を結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町立神天童島鰻通りの南鼻 基点2 阿児町立神天童島くすぼ北鼻 基点3 阿児町立神天童島くすぼ鼻 基点4 志摩町和具間崎島長畑北鼻 基点5 志摩町和具間崎島長畑南鼻 ア 1から4見通し線上 30メートルの点 イ 2から5見通し線上 20メートルの点 ウ 3から218度00分110メートルの点 エ 3から232度00分135メートルの点 オ 2から5見通し線上 55メートルの点 カ 1から4見通し線上 60メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	立神	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4050号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市阿児町神明地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町神明やきの崎洲の鼻 ア 1から 96度00分135メートルの点 イ 1から123度00分195メートルの点 ウ 1から142度00分155メートルの点 エ 1から159度00分 80メートルの点	1 カキ類を養殖してはならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	神明	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4051号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市阿児町神明地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、イ、アの各点を順次を結んだ直線とア・基点1間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町神明賢島たまのく崎 基点2 阿児町神明賢島井戸ヶ谷の鼻 ア 1から212度00分の方角線と対岸との交点 イ 2から 3度00分 60メートルの点	1 カキ類を養殖してはならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	神明	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4052号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市阿児町神明地先  <b>漁場区域</b> 次の基点2、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点1の各点を 順次結んだ直線及び基点1・2間の最大高潮時海岸線か ら20メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町神明一番の鼻 基点2 阿児町神明さいべの鼻 基点3 阿児町神明えびす島の北鼻 基点4 阿児町神明賢島はぎの鼻 ア 2から180度00分105メートルの点 イ 3から333度00分 30メートルの点 ウ 4から350度00分 10メートルの点 エ 4から303度00分 20メートルの点 オ 1から135度00分125メートルの点 カ 1から170度00分 95メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	神明	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4053号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市阿児町神明地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次を結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町神明賢島たいこ鼻 基点2 阿児町神明賢島ハウガ崎 ア 1から192度00分 25メートルの点 イ 2から302度00分 35メートルの点 ウ 2から256度00分 45メートルの点 エ 2から137度00分 70メートルの点 オ 2から160度00分 135メートルの点 カ 1から192度00分 80メートルの点	1 カキ類を養殖してはならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	神明	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4054号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市阿児町神明地先  <b>漁場区域</b> 次の基点2、ア、イ、ウ、エ、オ、基点1の各点を順次結んだ直線及び基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町神明里中うおむら崎 基点2 阿児町神明源蔵の鼻 基点3 阿児町神明高崎の鼻 基点4 阿児町神明中山いけすの鼻 ア 2から3見通し線上20メートルの点 イ 2から 88度00分225メートルの点 ウ 3から 15度00分 15メートルの点 エ 4から 77度00分105メートルの点 オ 4から1見通し線上40メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	神明	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4055号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市阿児町神明地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次を結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町神明前網の鼻 ア 1から177度00分 55メートルの点 イ 1から 99度00分195メートルの点 ウ 1から120度00分235メートルの点 エ 1から177度00分140メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	神明	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4056号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市阿児町鵜方地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町鵜方かまもりの鼻 基点2 阿児町鵜方黒崎西鼻 ア 1から238度00分135メートルの点 イ 1から235度00分（大黒鼻見通し）200メートルの点 ウ 2から 25度00分 80メートルの点 エ 1から286度00分260メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	鵜方	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日



公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4057号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市阿児町鵜方地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域  <b>基点1</b> 阿児町鵜方かまもりの鼻 ア 1から244度00分 80メートルの点 イ 1から238度00分135メートルの点 ウ 1から286度00分260メートルの点 エ 1から297度00分240メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	鵜方	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4058号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市阿児町鵜方地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、ア、イ、基点3の各点を順次結んだ直線並びに基点1・4間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線、基点3・4間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域  基点1 阿児町鵜方えびすの鼻 基点2 阿児町鵜方かまもりの鼻 基点3 阿児町鵜方大黒鼻 基点4 阿児町鵜方えびすの西鼻 ア 1から359度00分100メートルの点 イ 2から244度00分 80メートルの点 ウ 4から 17度30分 30メートルの点 エ 4から 17度30分 10メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	鵜方	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4059号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市阿児町鵜方地先  <b>漁場区域</b> 次のアとイを結ぶ直線と、基点1・2間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域。 基点1 阿児町鵜方渦見潟の鼻 基点2 阿児町鵜方うきしまの鼻 ア 1から167度00分 41メートルの点 イ 2から319度00分 40メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	鵜方	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4060号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市阿児町鵜方地先  <b>漁場区域</b> 次のイ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線と、基点1・2間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域。  基点1 阿児町鵜方たちめ鼻 基点2 阿児町鵜方うきしまの鼻 ア 2から270度00分 35メートルの点 イ 1から319度00分 40メートルの点 ウ 1から217度00分 113メートルの点 エ 1から265度00分 258メートルの点 オ 2から270度00分 93メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	鵜方	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4061号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市阿児町鵜方地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と、基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  基点1 阿児町鵜方たちめ鼻 基点2 阿児町鵜方たちめ丸山の鼻 ア 2から346度00分 40メートルの点 イ 2から284度00分 31メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	鵜方	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4062号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市阿児町鵜方地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、ア、イ、ウの各点を順次結んだ直線と、基点1・ウ間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域  基点1 阿児町鵜方えびすの鼻 基点2 阿児町鵜方うきしまの鼻 基点3 阿児町鵜方あこうちばの鼻 ア 1から2見通し線上40メートルの点 イ 3から289度00分320メートルの点 ウ 3から289度00分の方位線と対岸との交点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	鵜方	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4063号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市大王町船越大谷浦地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点7の各点を順次結んだ直線、基点2・3・4の各点を順次結んだ直線、基点1・4間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連結線並びに基点4・6間の最大高潮時海岸線から60メートルを隔てた連結線及びオ・基点7間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 大王町波切、同町船越の境界 基点2 大王町船越大谷浦万次郎屋田の石垣西端 基点3 大王町船越大谷浦の中鼻 基点4 大王町船越大谷浦の西鼻 基点5 大王町船越次郎六郎浜東鼻 基点6 大王町船越次郎六郎浜西鼻 基点7 大王町船越次郎六郎島北鼻 基点8 志摩町布施田名高島南鼻 基点9 志摩町布施田名高島中鼻 ア 1から279度20分153メートルの点 イ 5とアを結んだ直線エからウ見通し線との交点 ウ 5から9見通し線上両岸の中央点 エ 7から8見通し線上両岸の中央点 オ 基点4・6間の最大高潮時海岸線から60メートルを隔てた連結線と次郎六郎島の最大高潮時海岸線との交点	1 カキ類を養殖してはならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	大王船越	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4064号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市大王町船越地先（山福工場前）  <b>漁場の区域</b> 次の基点1、ア、イ、ウの各点を順次結んだ直線と、基点1・ウ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  基点1 大王町船越赤崎 基点2 大王町船越宗四郎の鼻 ア 1から179度00分 72メートルの点 イ 2から108度30分143メートルの点 ウ 2から271度00分303メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 カキ類を養殖してはならない。  3 真珠母貝を養殖してはならない。	大王船越	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日



公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4065号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市大王町船越浦山地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と、基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  基点1 大王町船越けきや北鼻 基点2 大王町船越ケヤキ鼻北鼻 ア 1から313度00分 75メートルの点 イ 2から262度00分 66メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 カキ類を養殖してはならない。  3 真珠母貝を養殖してはならない。	大王船越	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4066号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市大王町船越前浜地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直線と基点ア・エ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 大王町船越城山の鼻 ア 1から24度45分の方位線と対岸との交点 イ 1から50度30分300メートルの点 ウ 1から 0度00分185メートルの点 エ 1から 0度00分の方位線と対岸との交点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	大王船越	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4067号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市志摩町片田地先  <b>漁場の区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域  <b>基点1 志摩町片田吉平鼻</b> ア 1から 34度00分 49メートルの点 イ 1から 61度00分 64メートルの点 ウ 1から172度15分 105メートルの点 エ 1から188度30分 96メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 カキ類を養殖してはならない。  3 真珠母貝を養殖してはならない。	片田	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4068号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市志摩町片田地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オの各点を順次結んだ直線、カとキを結んだ直線、基点1・2間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線及び基点2・3間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町片田伝八鼻 基点2 志摩町片田伝八鼻南の鼻 基点3 志摩町片田覚田工場南鼻 ア 1から237度00分 20メートルの点 イ 1から320度00分140メートルの点 ウ 3から340度00分162メートルの点 エ 3から 60度00分 31メートルの点 オ 3から 60度00分 10メートルの点 カ 2から220度00分 10メートルの点 キ 2から220度00分 20メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 カキ類を養殖してはならない。  3 真珠母貝を養殖してはならない。	片田	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 6月1日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4069号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市志摩町片田地先  <b>漁場の区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域  <b>基点1 志摩町片田覚田工場の標柱</b> ア 1から283度00分 396メートルの点 イ 1から272度45分 231メートルの点 ウ 1から285度00分 216メートルの点 エ 1から290度15分 387メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 カキ類を養殖してはならない。  3 真珠母貝を養殖してはならない。	片田	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4070号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市志摩町布施田兎山島地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、ア、基点3の各点を順次結んだ直線と基点1・3間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町布施田兎山島くろさき鼻 基点2 志摩町布施田柏手島首切鼻 基点3 志摩町布施田兎山島五兵衛鼻 基点4 志摩町布施田四ッ島西の島 ア 2と3を結んだ直線と1から4見通し線との交点	1 カキ類を養殖してはならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	布施田	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4071号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市志摩町布施田兎山島地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1とア間を結んだ直線及びイ、ウ、エ、オ、カの各点を順次結んだ直線と基点1・キ間の最大高潮海岸線から10メートルを隔てた連結線、基点1・2間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連結線によって囲まれた区域  基点1 志摩町布施田兎山島北の西鼻 基点2 志摩町布施田兎山島西の南鼻 基点3 志摩町布施田柏手島柏手島最高所 基点4 志摩町布施田兎山島洲の鼻 ア 1から343度00分 30メートルの点 イ 2から291度00分 32メートルの点 ウ 3から 6度00分 54メートルの点 エ 3から 3度00分126メートルの点 オ 4から321度45分121メートルの点 カ 4から281度30分 78メートルの点 キ 4から273度00分の方位線と対岸との交点	1 カキ類を養殖してはならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	布施田	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4072号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市志摩町和具和具浦地先  <b>漁場区域</b> 次のキ、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点2の各点を順次結んだ直線と、キ・基点2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町布施田ヒミズ北鼻 基点2 志摩町和具花川島北鼻 ア 1から328度00分 122メートルの点 イ 1から290度00分 72メートルの点 ウ 1から251度00分 73メートルの点 エ 1から260度30分 137メートルの点 オ 1から279度30分 137メートルの点 カ 2から266度00分 20メートルの点 キ 2から112度00分 3メートルの点	1 カキ類を養殖してはならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	和具	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日



公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4073号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市志摩町和具座賀島地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、基点4の各点を 順次結んだ直線と基点2・4間の最大高潮時海岸線から 20メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域  基点1 志摩町越賀小浜鼻 基点2 志摩町和具座賀島西の鼻 基点3 志摩町和具座賀島船隠鼻南鼻 基点4 志摩町和具座賀島船隠中の南鼻 ア 1から 52度45分202メートルの点 イ 1から 31度00分240メートルの点 ウ 1から 9度15分174メートルの点 エ 1から 71度30分118メートルの点 オ 4から153度15分132メートルの点 カ 4から129度15分130メートルの点 キ 4から120度00分 69メートルの点 ク 4から187度00分 30メートルの点	1 カキ類を養殖してはならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	和具	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4074号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市志摩町和具間崎島地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町間崎島間崎港東防波堤灯台 ア 1から245度00分400メートルの点 イ 1から230度30分645メートルの点 ウ 1から243度50分820メートルの点 エ 1から257度00分625メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 カキ類を養殖してはならない。  3 真珠母貝を養殖してはならない。	和具	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4075号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市志摩町和具小高崎島地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町和具小高崎島どんぼり南鼻 基点2 志摩町和具小高崎島二升播鼻 ア 1から169度00分 50メートルの点 イ 1から170度00分 25メートルの点 ウ 2から143度00分 25メートルの点 エ 2から189度00分 90メートルの点	1 カキ類を養殖してはならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	和具	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4076号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市志摩町越賀大差地地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町越賀大差地1125番地の81の鼻 ア 1から328度00分155メートルの点 イ 1から342度00分265メートルの点 ウ 1から 38度00分300メートルの点 エ 1から 73度00分305メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 カキ類を養殖してはならない。  3 真珠母貝を養殖してはならない。	越賀	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4077号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市志摩町越賀地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と、基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートル隔てた連結線とによって囲まれた区域  基点1 志摩町越賀松崎鼻 基点2 志摩町越賀いつぞや湾、東の先 ア 1から 0度00分 66メートルの点 イ 2から 0度00分142メートルの点	1 カキ類を養殖してはならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	越賀	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許申請間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域						
三重区 第4078号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市浜島町塩屋浦地先  <b>漁場の区域</b> 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点2の各点を順次結んだ直線、基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 浜島町塩屋土取の鼻 基点2 浜島町塩屋はたの浜北鼻 基点3 浜島町塩屋はたの鼻南鼻 ア 1から 78度00分 60メートルの点 イ 1から107度00分150メートルの点 ウ 2から 84度00分180メートルの点 エ 2から 84度00分 90メートルの点 オ 3から 15度00分105メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	浜島	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日	

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4079号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市浜島町迫子浦地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 浜島町迫子洲の崎 ア カから 7度00分 45メートルの点 イ 1から 74度00分125メートルの点 ウ 1から 98度00分160メートルの点 エ 1から107度00分 40メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	迫子	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4080号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市浜島町迫子浦地先  <b>漁場の区域</b> 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、 コ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最 大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによっ て囲まれた区域 基点1 浜島町迫子迫子蔵本東鼻 基点2 浜島町迫子迫子蔵本北鼻 基点3 浜島町迫子藤兵衛鼻の標柱（農協事務所西側） 基点4 浜島町迫子えびす岩 基点5 浜島町かしの木 ア 1から 90度00分 55メートルの点 イ 5から319度30分183メートルの点 ウ 5から322度30分189メートルの点 エ 5から322度00分250メートルの点 オ 4から291度00分 80メートルの点 カ 3から206度00分 90メートルの点 キ 3から185度00分 80メートルの点 ク 3から202度00分 30メートルの点 ケ 2から 35度00分145メートルの点 コ 2から 20度00分105メートルの点	1 夜間標識を設 置しなければならない。  2 真珠母貝を養 殖してはなら ない。	迫子	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日



公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4081号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市浜島町桧山路地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、ア、イ、ウ、基点1の各点を順次結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 浜島町桧山路かまが谷の標柱 ア 1から 64度00分 55メートルの点 イ 1から 98度00分 60メートルの点 ウ 1から160度00分 25メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	檜山路	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4082号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 志摩市浜島町鴻の浦地先  <b>漁場の区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線で 囲まれた区域  基点1 浜島町浜島銀四郎鼻 基点2 浜島町迫子大鼻 基点3 浜島町迫子はばかけ鼻 ア 2から129度 15分118メートルの点 イ 3から278度 15分 93メートルの点 ウ 3から237度 15分111メートルの点 エ 1から 51度 00分 87メートルの点 オ 1から 50度 15分141メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	浜島	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4083号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町宿浦ゆぶの浦地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町宿浦ぼろぼろ島 ア 1から 80度00分 95メートルの点 イ 1から285度00分 90メートルの点 ウ 1から285度00分225メートルの点 エ 1から304度00分225メートルの点 オ 1から 36度00分160メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	宿浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4084号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町宿浦ゆぶの浦地先  <b>漁場の区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町宿浦ひらせやいの鼻 ア 1から146度00分205メートルの点 イ 1から167度00分295メートルの点 ウ 1から220度00分265メートルの点 エ 1から239度00分120メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	宿浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4085号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町宿浦田辺地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次 結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町宿浦白爪鼻北鼻 基点2 南伊勢町宿浦穴明鼻南端 ア 2から148度00分125メートルの点 イ 1から 24度00分 35メートルの点 ウ 1から315度00分 70メートルの点 エ 1から295度00分150メートルの点 オ 1から286度00分290メートルの点 カ 2から266度30分230メートルの点 キ 2から239度00分110メートルの点 ク 2から194度00分 75メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	宿浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4086号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町木谷栃木鼻地先  <b>漁場区域</b> 次のア、エ、ウの各点を順次結んだ直線と基点1・ウ間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷泊浜石 基点2 南伊勢町木谷田岡与録真珠養殖場北端 基点3 南伊勢町宿浦あじ浜の鼻 基点4 南伊勢町木谷浦栃木鼻の西鼻 ア 1から2見通し線上10メートルの点 イ 2から1見通し線上10メートルの点 ウ 1から290度00分の方位線と対岸との交点 エ 1から才見通し線上108メートルの点 オ 4から3見通し線上130メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	宿浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4087号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町木谷杉の浦地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷松の下鼻 基点2 南伊勢町木谷穴明 ア 1から320度00分 80メートルの点 イ 1から205度00分125メートルの点 ウ 2から153度00分135メートルの点 エ 2から 43度00分 80メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	五ヶ所浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4088号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町木谷小谷浦地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次 結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷との山の沖の鼻 基点2 南伊勢町木谷との山の後の鼻 基点3 南伊勢町木谷おひらしの北鼻 基点4 南伊勢町木谷こし鼻 ア 1から 95度30分 70メートルの点 イ 4から 223度00分 45メートルの点 ウ 3から 12度00分 95メートルの点 エ 3から 230度00分 75メートルの点 オ 3から 251度00分 135メートルの点 カ 2から 85度00分 75メートルの点 キ 2から 67度00分 25メートルの点 ク 1から 196度00分 55メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	神原	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日



公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4089号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町下津浦地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町下津浦柿の木鼻 基点2 南伊勢町下津浦あの岬 ア 1から 32度00分125メートルの点 イ 2から137度00分105メートルの点 ウ 2から153度00分180メートルの点 エ 1から102度00分155メートルの点 オ 1から 92度00分 55メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	神原	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4090号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町下津浦地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1と基点2を結んだ直線、アとイを結んだ直線並びにア・基点2間及びイ・基点1間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町下津浦カマガ谷東鼻 基点2 南伊勢町下津浦宮の鼻 ア 1から302度の方位線と対岸との交点 イ 2から237度の方位線と対岸との交点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	神原	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4091号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町神津佐地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町下津浦ひさち鼻 ア 1から339度00分59メートルの点 イ 1から187度00分80メートルの点 ウ 1から208度00分95メートルの点 エ 1から308度00分75メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	神原	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4092号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町泉、同町泉七日島地先  <b>漁場区域</b> 次の基点2、イ、アの各点を順次結んだ直線及びア・基点2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町泉七日島矢形の鼻 基点2 南伊勢町泉かたの鼻西埋立地南西角 ア 1から 80度00分の方位線と対岸との交点 イ 1から 80度00分の方位線と 2から160度00分の方位線との交点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	神原	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4093号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町飯満大岩瀬地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 南伊勢町五ヶ所浦飯満しの木 ア 1から263度00分110メートルの点 イ 1から197度30分345メートルの点 ウ 1から208度30分380メートルの点 エ 1から266度00分180メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	五ヶ所浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4094号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町五ヶ所浦獅子島地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町五ヶ所浦獅子頭の鼻 基点2 南伊勢町五ヶ所浦獅子島中ノ鼻 ア 1から302度15分60メートルの点 イ 1から335度30分84メートルの点 ウ 2から 15度15分64メートルの点 エ 2から355度30分15メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	五ヶ所浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4095号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町五ヶ所浦地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町五ヶ所浦春ヶ鼻南鼻 基点2 南伊勢町五ヶ所浦荒見の鼻 ア 1から90度00分180メートルの点 イ 2から123度00分210メートルの点 ウ 2から160度00分140メートルの点 エ 1から110度00分40メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	五ヶ所浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4096号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町中津浜浦地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町中津浜浦オシロの鼻 基点2 南伊勢町中津浜浦ドジョウの鼻 基点3 南伊勢町中津浜浦奥赤崎の鼻 ア 1から330度00分105メートルの点 イ 1から323度00分 45メートルの点 ウ 3から280度00分 10メートルの点 エ 3から280度00分155メートルの点 オ 2から316度00分120メートルの点 カ 1から304度00分155メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	中津浜浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日



公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4097号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町船越地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、イ、基点3、ア、基点1を順次結んだ直線 によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町船越広崎の鼻 基点2 南伊勢町船越向いの鼻 基点3 南伊勢町船越小倉湾西鼻 ア 2から1見通し線上25メートルの点 イ 3から330度0分220メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	南勢船越	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4098号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町迫間浦地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町迫間浦ぎっちょの鼻 ア 1から117度00分 75メートルの点 イ 1から328度30分185メートルの点 ウ 1から 1度00分225メートルの点 エ 1から103度10分245メートルの点	1 真珠母貝を養 殖してはなら ない。	礫浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4099号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町迫間浦地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町迫間浦道瀬鼻 ア 1から 35度00分 90メートルの点 イ 1から 30度00分280メートルの点 ウ 1から 53度30分370メートルの点 エ 1から 98度00分175メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	礫浦 迫間浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4100号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町迫間浦中崎地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、ア、イ、ウ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町迫間浦せどころの鼻 基点2 南伊勢町迫間浦中崎の標柱 ア 1から 83度00分 75メートルの点 イ 2から 70度00分225メートルの点 ウ 2から140度00分105メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	迫間浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4101号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町迫間浦三浦、同大江越地地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町迫間浦丸島東端 基点2 南伊勢町迫間浦ながぜ鼻 ア 1から 48度00分 45メートルの点 イ 2から340度00分105メートルの点 ウ 2から204度00分 80メートルの点 エ 1から168度00分145メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	迫間浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4102号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町迫間浦地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町迫間浦めど鼻 基点2 南伊勢町迫間浦ぼうずの鼻 ア 1から263度00分135メートルの点 イ 1から140度00分140メートルの点 ウ 2から129度00分255メートルの点 エ 2から186度00分 80メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	迫間浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4103号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町相賀浦大池地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町相賀浦裏浜堤防北端 ア 1から271度30分205メートルの点 イ 1から232度30分345メートルの点 ウ 1から258度00分640メートルの点 エ 1から273度00分440メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	相賀浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4104号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町阿曾浦地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町阿曾浦やりまつの鼻 ア 1から 22度00分265メートルの点 イ 1から 0度30分260メートルの点 ウ 1から 1度00分545メートルの点 エ 1から 11度30分535メートルの点	1 夜間標識を設 置しなければ ならない。  2 真珠母貝を養 殖してはなら ない。	阿曾浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日



公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4105号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町道行竈地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔て た連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町道行竈集石北鼻 基点2 南伊勢町道行竈長浜南鼻 基点3 南伊勢町道方丸島東鼻 基点4 南伊勢町道方馬瀬の鼻 ア 1から3見通し線上250メートルの点 イ 2から4見通し線上140メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	阿曾浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4106号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町大江地先  <b>漁場区域</b> 次の基点3、ア、基点4の各点を順次結んだ直線、基点1と基点2を結んだ直線及び基点2・3間と基点4・1間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町道方丸島の鼻 基点2 南伊勢町道方丸島西鼻 基点3 南伊勢町道方丸島東鼻 基点4 南伊勢町道方馬瀬の鼻 基点5 南伊勢町道行竈長浜南鼻 ア 4から5見通し線上100メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	阿曾浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4107号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町贄浦浅間山白浜地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町贄浦浅間山アイダ鼻の目印 基点2 南伊勢町贄浦白浜西端松の下の目印 ア 1から241度00分130メートルの点 イ 1から234度30分250メートルの点 ウ 2から218度30分140メートルの点 エ 2から176度30分 30メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	贄浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4108号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町東宮地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 南伊勢町河内もうさ鼻 基点2 南伊勢町東宮切戸の標柱 ア 1から 88度00分150メートルの点 イ 2から263度00分290メートルの点 ウ 2から237度00分200メートルの点 エ 1から102度30分280メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	神前浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4109号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町小方竈地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町小方竈えびごの鼻 ア 1から290度00分 50メートルの点 イ 1から232度00分 95メートルの点 ウ 1から266度00分195メートルの点 エ 1から290度00分175メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	方座浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4110号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡南伊勢町古和浦地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 古和浦漁港東堤防東南角 ア 1から196度00分160メートルの点 イ 1から180度00分155メートルの点 ウ 1から180度00分335メートルの点 エ 1から187度30分335メートルの点	1 夜間標識を設 置しなければ ならない。  2 真珠母貝を養 殖してはなら ない。	古和浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4111号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 度会郡大紀町錦名古屋浦地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 大紀町錦ヨッカケ鼻 ア 1から 51度00分 80メートルの点 イ 1から310度00分215メートルの点 ウ 1から327度00分250メートルの点 エ 1から 35度30分160メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	錦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4112号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 北牟婁郡紀北町東長島字大名倉地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アを順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町東長島字大名倉背合腰基標 基点2 紀北町東長島字大名倉東堤防角基標 ア 1から 57度00分110メートルの点 イ 1から282度00分220メートルの点 ウ 2から254度00分240メートルの点 エ 2から128度00分 95メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	長島町	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日



公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4113号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 北牟婁郡紀北町海野地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 <b>基点1</b> 海野漁港沖防波堤西南角 ア 1から142度00分285メートルの点 イ 1から156度00分460メートルの点 ウ 1から170度00分435メートルの点 エ 1から166度00分220メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	海野	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4114号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 北牟婁郡紀北町矢口浦地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町矢口浦生熊鼻の標柱 ア 1から176度00分125メートルの点 イ 1から203度00分520メートルの点 ウ 1から219度00分540メートルの点 エ 1から245度00分125メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	矢口浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4115号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 北牟婁郡紀北町引本浦地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町引本浦、同町矢口浦境界（大崎鼻） ア 1から174度00分105メートルの点 イ 1から192度00分315メートルの点 ウ 1から211度00分320メートルの点 エ 1から231度00分115メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	引本浦	平成30年 6月1日 から 平成30年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 6月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4116号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 北牟婁郡紀北町引本浦地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町引本浦、同町矢口浦境界（大崎鼻） ア 1から220度00分500メートルの点 イ 1から220度00分660メートルの点 ウ 1から227度00分645メートルの点 エ 1から229度00分485メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	引本浦	平成30年 6月1日 から 平成30年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 6月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4117号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 北牟婁郡紀北町小浦地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  基点1 紀北町小浦堂ヶ谷南角の基標 基点2 紀北町小浦臼ヶ谷突端 ア 1から159度00分140メートルの点 イ 2から282度30分120メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	引本浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4118号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 北牟婁郡紀北町相賀渡利地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点1 紀北町相賀ハセガ谷、引本浦の境界の標柱1 号 基点2 紀北町相賀ヘタ、引本浦の境界 (境目谷)の標柱2号 基点3 紀北町相賀ハセガ谷の標柱3号 基点4 紀北町相賀ヘタ大曲り東よりの標柱4号 ア 1から2見通線上210メートルの点 イ 3から4見通線上188メートルの点	1 真珠母貝を養 殖してはなら ない。	渡利	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4119号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 北牟婁郡紀北町相賀渡利地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、オ各点を順次結んだ直線とア・オ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 紀北町相賀ハセガ谷の標柱5号（今井山登り口） 基点2 紀北町相賀ハセガ谷西側の標柱7号 ア 1から210度00分の方角線と陸岸との交点 イ 1から137度00分225メートルの点 ウ 2から140度00分250メートルの点 エ 2から162度00分135メートルの点 オ 2から 80度00分125メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	渡利	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4120号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 北牟婁郡紀北町相賀渡利地先  <b>漁場区域</b> 次の基点1、ア、イ、ウ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点1・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 紀北町相賀渡利上地基地横の標識 基点2 紀北町相賀山水東側の標柱6号 基点3 紀北町相賀渡利新へタの岩 ア 1から310度00分150メートルの点 イ 2から305度00分205メートルの点 ウ 3から295度00分135メートルの点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	渡利	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日



公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4121号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 尾鷲市大曾根浦地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 尾鷲港大曾根浦東防波堤灯台 ア 1から319度00分160メートルの点 イ 1から313度45分136メートルの点 ウ 1から291度00分199メートルの点 エ 1から297度00分215メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	大曾根	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4122号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 尾鷲市九鬼町向名地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直線とア・エ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 九木漁港市場前岸壁西角 ア 1から257度00分の方角線と対岸との交点 イ アから 20度00分100メートルの点 ウ 1から266度00分185メートルの点 エ 1から244度00分の方角線と対岸との交点	1 真珠母貝を養殖してはならない。	九鬼	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第4123号	第1種 区画漁業	貝類 養殖業  (垂下式)	1月1日 から  12月31日 まで	<b>漁場の位置</b> 尾鷲市古江町地先  <b>漁場区域</b> 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 古江港南防波堤灯台 ア 1から72度00分550メートルの点 イ 1から76度00分578メートルの点 ウ 1から97度30分400メートルの点 エ 1から93度00分360メートルの点	1 夜間標識を設置しなければならない。  2 真珠母貝を養殖してはならない。	曾根浦 古江	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日